



## よくあるQ&A



- Q1 どのタイミングで申請すればいいですか？  
 A1 住民票の異動や登記の手続きが完了してからになります。申請は、必要な書類がすべて揃ってから受付が可能となります。
- Q2 中古住宅を購入後、新築に建替えて居住していますが、対象になりますか？  
 A2 対象になります。基本金額は購入した中古住宅の築年月日で算定してください。
- Q3 中古住宅購入の際に、不動産業者から「建築基準法に適合していない可能性がある」と説明がありましたが、対象になりますか？  
 A3 建築基準法その他法令に基づき、適正に建築された建物でなければ対象となりません。
- Q4 建築確認年月日が昭和56年5月31日以前の住宅を購入しましたが、耐震基準適合証明書がありません。対象になりますか？  
 A4 対象になりません。建築確認年月日が昭和56年5月31日以前の住宅に居住する場合は耐震基準適合証明書は必須書類になります。
- Q5 妻と子が先に住民票を異動し、その後に夫が異動します。対象となりますか？  
 A5 申請者（住宅を取得した方）が、ご主人であれば、令和6年中にご主人の住民票の異動が行われれば対象となります。
- Q6 郵送で申請はできますか？  
 A6 郵送での申請は可能です。ただし、添付書類に不備等があった場合には、受付ができない場合もありますので、あらかじめ窓口や電話にて事前に相談を受けていただくことを推奨しています。
- Q7 申請からどれくらいの期間で補助金が交付されますか？  
 A7 申請内容によりませんが、交付までにはおおよそ2～3か月期間を要します。

申請受付期間は、令和6年4月1日～令和7年3月31日です。  
ただし、予算がなくなり次第受付を終了します。

### 《制度に関する申請・お問い合わせ》

〒576-8501 大阪府交野市私部1-1-1  
 交野市 都市まちづくり部 都市まちづくり課

Tel : 072-892-0121 (代表)  
 Mail : tosi@city.katano.osaka.jp



平成25年以前  
 の建物対象

令和6年度

# 住宅取得流通促進 支援事業補助金

たのし♪かたのし♪  
 交野市に  
 移住・定住しませんか？



交野市内に **中古住宅を取得し**  
**移住・定住** された方を対象に  
 補助金を交付します！！

更に、条件を満たすことで **補助金額UP！！**

市外からの移住・結婚新生活者 など

本事業は国の地域少子化対策重点推進交付金を活用しています

# 補助金交付のセルフチェック

## 補助金交付の要件

次の2つの要件を満たすことで補助金の交付対象者となります。

☆ **令和5年1月1日以降**に交野市内に**平成25年以前**建築の中古住宅を取得している

☆ **令和6年1月1日から12月31日まで**に住民票の異動をしている  
※市内異動の場合、持ち家から持ち家は対象外

上記の要件を**すべて**満たす方は  
補助金の申請金額を確認!!

## 金額算定 Step 1 (基本金額)

購入、譲渡、相続などにより取得された住宅の築年月日により基本金額が決定!

- 平成21年～平成25年(2009年～2013年)・・・5万円
- 平成6年～平成20年(1994年～2008年)・・・20万円
- 平成5年以前(1993年以前)・・・40万円

## 金額算定 Step 2 (加算金額)

次の各要件を満たすことで補助金額が加算!

- 建築確認年月日が昭和56年5月31日以前の建物・・・40万円  
※ 耐震基準適合証明書が必須になります
- 1年以上市外にお住まいで、今回市内に転入された場合・・・5万円  
**市外から転入された方の内**
  - 中学生以下の子どもがいる場合・・・子どもの人数 × 5万円  
※ 妊娠中の子どもは含みません

## 金額算定 Step 3

結婚新生活者(次の要件を**すべて**満たす夫婦)に該当する方は  
**基本金額+加算金額を2倍!**

- 令和6年1月1日以降に婚姻届を提出している
- 夫婦それぞれが**39歳以下**である
- 夫婦の年間世帯所得が**500万円未満**である

申請金額

万円

## 必要書類

- ✿ 申請者が属する世帯の本市における住民票の写し(世帯全員分記載、続柄記載)等
- ✿ 建物登記簿の全部事項証明書等
- ✿ 建築基準法が定める検査済証の写し又は建築計画概要書の写し等
- ✿ 市税全ての滞納がないことを証明できるもの
- ✿ 住宅の建築状況がわかる写真

その他諸要件によって別途書類を提出いただく必要があります  
詳細は都市まちづくり課までお問い合わせください

✿ 耐震基準適合証明書 ✿ 住民票の除票の写し等 ✿ 閉鎖事項証明書等 など

## 手続きの流れ

- ①事前相談  
↓ 申請に必要な添付書類の確認や補助対象要件に適合するかなどの相談
- ②申請  
↓ 申請書と必要な添付書類を都市まちづくり課へ提出 ※郵送可
- ③審査(申請後:3週間程度)  
↓ 必要に応じて現地調査の実施や、追加書類等の提出
- ④交付決定(申請後:4週間程度)  
↓ 審査終了後、交付結果通知書の送付(交付の場合に請求書を同封します)
- ⑤請求  
↓ 請求書に必要事項を記入いただき、都市まちづくり課へ提出 ※郵送可
- ⑥振り込み(請求後:3~4週間程度)

## 金額算定例

交野市内に住む20歳代夫婦(令和元年婚姻)+子ども1人の3人家族が  
平成12年建築の中古住宅を取得して、住民票を異動した場合

- Step 1 築年月日が平成6年～平成20年 → 20万円
- Step 2 加算要件 該当なし
- Step 3 結婚新生活者 該当なし

申請金額

20万円

交野市外に住む40歳代夫婦+子ども3人の5人家族が昭和45年建築の中古  
住宅を取得し、改修(建替え)後、耐震基準に適合させて、住民票を異動した場合

- Step 1 築年月日が平成5年以前 → 40万円
- Step 2 建築確認年月日が昭和56年5月以前 → 40万円
- 交野市外からの転入 → 5万円
- 中学生以下の子どもが3人(5万円×3人) → 15万円
- Step 3 結婚新生活者 該当なし

申請金額

100万円